明和町下水道排水設備指定工事店の更新について

令和2年4月より　明和町下水道排水設備指定工事店の指定の更新制度を導入しました。

令和元年10月1日より「水道法の一部を改正する法律」が施行され、指定給水工事業者の更新制度が導入されました。これに伴い、**明和町下水道排水設備指定工事店**についても資質の維持・向上を目標として**5年の更新制度**を設けました。有効期間満了後も引き続き指定工事店の指定を受けるには、**有効期間満了の1ヶ月前まで**に、「明和町下水道排水設備して工事店指定更新申請書」（様式第7号）を提出いただく必要があります。

※旧規則で指定を受けている明和町下水道排水設備指定工事店については、本町より指定を受けた日によって有効期間が異なります。（下記参照）

|  |  |
| --- | --- |
| 指定を受けた日 | 現在の指定の有効期間 |
| 平成１２年２月１４日　　　　～平成１３年３月３１日 | 令和３年３月３１日 |
| 平成１３年４月１日　　　　　～平成１６年３月３１日 | 令和４年３月３１日 |
| 令和１６年４月１日　　　　　～平成１９年３月３１日 | 令和５年３月３１日 |
| 平成１９年４月１日　　　　　～平成２６年３月３１日 | 令和６年３月３１日 |
| 平成２７年４月１日　　　　　～令和２年３月３１日 | 令和７年３月３１日 |

●更新手数料

　１件につき　７，０００円

●更新対象となる工事店さまには、初回の更新年度時のみ郵送にて別途通知いたしますが、２回目以降は更新申請のお忘れがないようにご注意ください。

また、工事店の名称、所在地等に変更がある場合は、「明和町下水道排水設備指定工事店異動届」（様式第９号）を速やかに届け出てください。

明和町下水道排水設備指定工事店提出書類について

●申請（更新）には以下の書類をご提出ください

【提出書類】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 個人 | 法人 |
| 申請用紙 | 明和町下水道排水設備指定工事店更新申請書（様式第７号） | 〇 | 〇 |
| 営業所の平面図及び付近見取り図（様式第２号） | 〇 | 〇 |
| 専属責任技術者名簿（様式第３号） | 〇 | 〇 |
| 工事施工に必要な設備及び機材を有することを証明する調書（様式第４号） | 〇 | 〇 |
| 誓約書 | 〇 | 〇 |
| 添付書類 | 商業登記簿謄本 | － | 〇 |
| 定款の写し | － | 〇 |
| 代表者の住民票抄本 | 〇 | 〇 |
| 代表者の身分証明書（役所発行のもの） | 〇 | 〇 |
| 代表者の経歴書（押印のあるもの） | 〇 | 〇 |
| 法人及び代表者の納税証明書 | 〇 | 〇 |
| 専属技術者の責任技術者証写し | 〇 | 〇 |
| 雇用関係を証する書類（社会保険証・雇用保険通知書写し可） | 〇 | 〇 |

●書類提出先

　　　明和町役場　上下水道課

●指定（更新）の要件

　１．指定工事店に責任技術者が１名以上専属している

　２．工事の施行に必要な設備及び機材を有している

　３．三重県内に営業所がある

　４．次のいずれにも該当しないこと

　　・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

　　・禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない場合

　　・明和町下水道排水設備指定工事店の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

　　・工事業者がその業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合

　　・精神の機能の障害により排水設備等の新設等の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者

　　・法人にあって、その役員のうち上記のいずれかに該当するものがあるもの